

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに福山市上下水道局契約規程(昭和46年水道企業管理規程第8号)において準用する福山市契約規則(昭和41年規則第13号)第27条の規定により公告します。なお、本件は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して開札までの手続を行う電子入札案件であり、事務の取扱いについては、福山市電子入札実施要領を適用します。

また、本件は、開札後に資格の有無を審査する「一般競争入札(ダイレクト型)」により行い、福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱を適用します。

2026年(令和8年)4月17日

福山市上下水道事業管理者 藤井 康弘

この工事は、【特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工方式】、【情報共有システム利用対象工事】及び【専任補助者試行案件(※1)】であり、【総合評価方式(特別簡易型)】、【低入札価格調査制度】及び【自己採点方式】により、落札者を決定するものである。

1 工事名	東桜町地区雨水管渠築造工事	
2 工種	土木一式工事	
3 工事場所	福山市東桜町外2か町地内	
4 工事概要	工事延長 535.3m 推進工 φ1,200mm 414.5m φ1,000mm 111.6m マンホール工 5箇所	
5 工事期間	契約締結日から2028年(令和10年)3月31日まで	
6 落札者の決定方法	価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価方式により決定する。なお、落札者決定基準は、11(1)から11(3)までで定める。	
7 総合評価方式(特別簡易型)による理由	技術的課題も少なく、標準的な施工技術の範囲で対応可能であり、技術的な工夫の余地も極めて少ないことから、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当であるため、「特別簡易型」により実施する。	
8 予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	690,163,000 円	
9 2者又は3者共同企業体による入札	本工事の施工に当たっては、2者又は3者による共同企業体の共同施工によることとし、2者又は3者による共同企業体を結成して入札に参加するものとする。	
10 入札参加資格要件		
(1) 2者による共同企業体の場合		
ア 共同企業体の結成		
① 結成要件	(1)代表構成員(A群)及びその他の構成員(B群)の2者とする。 (2)出資比率の最小限度は30%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。 (3)各構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となれないものとする。	
② 共同企業体協定書の提出	2026年(令和8年)5月12日(火)までに、共同企業体協定書(1部)を郵送(配達証明付書留郵便に限る。)により提出するものとする。(同日までに福山市上下水道局経営管理部管財契約課に到達しない場合は、無効とする。)	
イ 共同企業体の資格要件	代表構成員(A群)	その他の構成員(B群)
① 2025年度(令和7年度)及び2026年度(令和8年度)福山市入札参加資格	土木一式工事	土木一式工事
② 建設業の許可別	特定建設業	特定建設業又は一般建設業
③ 対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	福山市内に本店を有する者	福山市内に本店を有する者
④ 10(1)イ①の入札参加資格申請時における等級及び経営事項審査総合評定値	土木一式工事(等級A又はB) 710点以上の者	土木一式工事(等級A又はB) 710点以上の者
⑤ 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。		
⑥ この公告の日から落札決定の日までにおいて、福山市の指名除外又は指名留保期間中でないこと。		
⑦ 福山市に納付すべき市税等(水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び集落排水処理施設使用料を含む。)の滞納がない者であること。		
⑧ 施工実績	2011年度(平成23年度)以降に完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、地方公営企業又は地方共同法人日本下水道事業団発注の、推進工法又はシールド工法による口径1,000mm以上かつ延長340m以上の管渠埋設工事の元請としての実績があること。	必要なし
⑨ 対象工事に係る設計業務等の受注者でない者又は当該受注者と資本面若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。 ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者 イ 代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者		
設計業務等の受注者	(株)建設技術研究所	
⑩ 技術者(構成員と直接的かつ恒常的(※1)な雇用関係にある者であること。)	対象工事に必要な監理技術者としての資格を有する次の者を専任(※1)で配置できる者 2011年度(平成23年度)以降に完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、地方公営企業又は地方共同法人日本下水道事業団発注の、推進工法又はシールド工法による管渠埋設工事の元請の監理技術者としての経験があること。ただし、共同企業体としての施工にあっては、代表構成員の場合は監理技術者としての経験があること。代表構成員以外の場合は、施工時、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イ又はハに該当する者で、主任技術者としての経験があることとする。	対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者を専任(※1)で配置できる者
⑪ 現場代理人	代表構成員(A群)と直接的な雇用関係にある者を工事現場に常駐で配置できる者	

⑫ その他(ふくやまワーク・ライフ・バランス認定)	10(1)イ③に関わらず、ふくやまワーク・ライフ・バランス認定を受けている者で、福山市内に建設業の許可を受けた支店又はこれに準ずるものを有し、直近の法人市民税の確定申告における福山市分の従業員が10人以上いる者については、入札参加を認めるものとする。ただし、この場合における10(1)イ④の値は、1,000点以上(土木一式工事[等級A])の者に限る。	なし
⑬ その他(※1)(専任補助者)	10(1)イ⑩の技術者のほかに、10(1)イ⑩の技術者を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)1名の配置を認める。この場合、2名とも10(1)イ⑩の要件を満たす者であること。ただし、10(1)イ⑩の要件のうち経験については専任補助者のみが満たすことで足りるものとする。	

(2) 3者による共同企業体の場合

ア 共同企業体の結成

① 結成要件	(1)代表構成員(A群)、その他の構成員(B群)及びその他の構成員(C群)の3者とする。 (2)出資比率の最小限度は20%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。 (3)各構成員は、同一工事で2以上の共同企業体の構成員となれないものとする。
② 共同企業体協定書の提出	2026年(令和8年)5月12日(火)までに、共同企業体協定書(1部)を郵送(配達証明付書留郵便に限る。)により提出するものとする。(同日までに福山市上下水道局経営管理部管財契約課に到達しない場合は、無効とする。)

イ 共同企業体の資格要件

	代表構成員(A群)	その他の構成員(B群)	その他の構成員(C群)
① 2025年度(令和7年度)及び2026年度(令和8年度)福山市入札参加資格	土木一式工事	土木一式工事	土木一式工事
② 建設業の許可別	特定建設業	特定建設業又は一般建設業	特定建設業又は一般建設業
③ 対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地	福山市内に本店を有する者	福山市内に本店を有する者	福山市内に本店を有する者
④ 10(2)イ①の入札参加資格申請時における等級及び経営事項審査総合評定値	土木一式工事(等級A又はB)710点以上の者 代表構成員(A群)が「710点以上1,000点未満(土木一式工事[等級B])」の者である場合は、その他の構成員(B群及びC群)についても「710点以上1,000点未満(土木一式工事[等級B])」の者であること。	土木一式工事(等級A又はB)710点以上の者	土木一式工事(等級A又はB)710点以上の者
⑤ 令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。			
⑥ この公告の日から落札決定の日までにおいて、福山市の指名除外又は指名留保期間中でないこと。			
⑦ 福山市に納付すべき市税等(水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び集落排水処理施設使用料を含む。)の滞納がない者であること。			
⑧ 施工実績	2011年度(平成23年度)以降に完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、地方公営企業又は地方共同法人日本下水道事業団発注の、推進工法又はシールド工法による口径1,000mm以上かつ延長340m以上の管渠埋設工事の元請としての実績があること。	必要なし	必要なし
⑨ 対象工事に係る設計業務等の受注者でない者又は当該受注者と資本面若しくは人事面において次に掲げる事項に該当しない者であること。 ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者 イ 代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者	設計業務等の受注者 (株)建設技術研究所		
⑩ 技術者(構成員と直接的かつ恒常的(※1)な雇用関係にある者であること。)	対象工事に必要な監理技術者としての資格を有する次の者を専任(※1)で配置できる者 2011年度(平成23年度)以降に完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、地方公営企業又は地方共同法人日本下水道事業団発注の、推進工法又はシールド工法による管渠埋設工事の元請の監理技術者としての経験があること。ただし、共同企業体としての施工にあつては、代表構成員の場合は監理技術者としての経験があること。代表構成員以外の場合は、施工時、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イ又はハに該当する者で、主任技術者としての経験があることとする。	対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者を専任(※1)で配置できる者	対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者を専任(※1)で配置できる者
⑪ 現場代理人	代表構成員(A群)と直接的な雇用関係にある者を工事現場に常駐で配置できる者		
⑫ その他(ふくやまワーク・ライフ・バランス認定)	10(2)イ③に関わらず、ふくやまワーク・ライフ・バランス認定を受けている者で、福山市内に建設業の許可を受けた支店又はこれに準ずるものを有し、直近の法人市民税の確定申告における福山市分の従業員が10人以上いる者については、入札参加を認めるものとする。ただし、この場合における10(2)イ④の値は、1,000点以上(土木一式工事[等級A])の者に限る。	なし	なし

	⑬ その他(※1) (専任補助者)	10(2)イ⑩の技術者のほかに、10(2)イ⑩の技術者を専任で補助する専任補助者1名の配置を認める。この場合、2名とも10(2)イ⑩の要件を満たす者であること。ただし、10(2)イ⑩の要件のうち経験については専任補助者のみが満たすことで足りるものとする。
11 総合評価に関する事項		
(1) 落札候補者の決定	入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、価格による失格基準以上である者のうちから提出された技術資料等に基づき、11(2)ア及びイの総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、資格を有すると認めるときは、その者を落札者として決定する。ただし、調査基準価格未満の価格で入札した者のうち、低入札価格調査において当該入札が無効となった者については、落札候補者となることができない。また、落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札候補者とする。	
(2) 総合評価の方法	<p>標準点(100点)に加算点を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値により評価する。なお、加算点については、評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し、技術資料等の内容に応じて算定(価格以外の評価点の合計を50点換算)され、技術評価点については、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとす。</p> <p>・技術評価点(小数第2位四捨五入)＝代表構成員(A群)の技術評価点×代表構成員(A群)の出資比率＋その他の構成員(B群)の技術評価点×その他の構成員(B群)の出資比率</p> <p>・評価値(小数第4位以下切捨て)＝技術評価点／入札価格×100,000,000</p> <p>イ 3者による共同企業体の場合</p> <p>技術評価点を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値により評価する。なお、加算点については、評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し、技術資料等の内容に応じて算定(価格以外の評価点の合計を50点換算)され、技術評価点については、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとす。</p> <p>・技術評価点(小数第2位四捨五入)＝代表構成員(A群)の技術評価点×代表構成員(A群)の出資比率＋その他の構成員(B群)の技術評価点×その他の構成員(B群)の出資比率＋その他の構成員(C群)の技術評価点×その他の構成員(C群)の出資比率</p> <p>・評価値(小数第4位以下切捨て)＝技術評価点／入札価格×100,000,000</p>	
(3) 評価項目及び評価基準	別表1による。	
(4) 自己採点表	<p>ア 別表1の評価項目について、同表の評価基準及び別表2の技術資料等に基づいて自己採点を行い、自己採点結果を記入した「自己採点表」を12(2)の期間内に電子入札システムにより提出すること。</p> <p>イ 次の入札は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己採点表を12(2)の期間内に提出しない入札参加者による入札 自己採点表に必要事項が記載されていない入札参加者による入札 <p>ウ 提出された自己採点表は、返却しない。</p> <p>エ 自己採点表の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。</p> <p>オ 自己採点表の作成に際し、福山市ホームページに掲載する「総合評価方式に係る「自己採点方式」実施マニュアル」を確認し、その内容を遵守すること。</p>	
(5) 技術資料等	<p>ア 開札後に、発注者から技術資料等の提出依頼を受けた者は、別表2による技術資料等を作成し、持参により12(3)に提出するものとする。</p> <p>イ 次の入札は、無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料等を依頼時に指定した期間内に提出しない入札参加者による入札 技術資料等に必要事項が記載されていない入札参加者による入札 <p>ウ 提出された技術資料等は、返却しない。</p> <p>エ 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。</p>	
12 開札までの日程		
(1) 入札書受付期間(電子入札)	2026年(令和8年)5月13日(水) から 同月14日(木) 9時から16時まで	
(2) 自己採点表提出期間(電子入札)	2026年(令和8年)5月13日(水) から 同月14日(木) 9時から16時まで ※入札時に「工事費内訳書」とともに、電子入札システムに添付して提出すること。	
(3) 技術資料等提出先	福山市上下水道局経営管理部管財契約課(084-928-1503) 福山市古野上町15番25号 福山市上下水道局2階	
(4) 質問書提出期限	2026年(令和8年)5月11日(月)	
(5) 質問書提出先	福山市上下水道局施設部施設整備課(084-955-1180) 福山市御幸町中津原158番地 中津原浄水場 水質管理センター2階	
(6) 質問書の回答期限及び方法	2026年(令和8年)5月12日(火) 福山市ホームページに掲載	
(7) 開札日時(立会は、任意)	2026年(令和8年)5月15日(金) 9時30分	
(8) 開札場所	福山市上下水道局中会議室(福山市古野上町15番25号 福山市上下水道局 2階)	
(9) 低入札価格調査	<p>評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格未満であったときは、低入札価格調査資料の提出依頼をするので、指定する日時までに次の様式を持参により提出すること。なお、提出がない場合は、当該入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 低入札価格調査書類提出書(様式第1号) 低入札価格調査制度用工事費内訳書(様式第2号) 労務賃金調書(様式第3号) 	
(10) 低入札価格調査書類の提出先	上記12(3)に同じ。	
(11) 資格要件確認書類 【入手先】福山市ホームページ	<p>落札候補者には、電子入札システムで資格要件確認書類の提出を依頼するので、指定する日時までに次の書類を電子入札システムに添付して送信すること。</p> <p>「資格要件確認書類提出書」、「施工実績調書(資格要件を確認できる資料を添付)」、「技術者の資格・工事経験調書(資格要件を確認できる資料を添付)」、「誓約書」、「建設業の許可証明書又は通知書の写し」及び「経営事項審査総合評定値通知書の写し(有効期限内で最新のもの)」</p> <p>また、10(1)イ⑫及び10(2)イ⑫に該当する者については、前記に加え「直近の法人市民税の確定申告書の写し」を提出すること。</p>	

13 設計図書等	
(1) 設計図書等確認期間	2026年(令和8年)4月17日(金) から 同年5月12日(火) まで
(2) 設計図書等の確認方法	福山市ホームページで確認してください。
(3) 福山市ホームページアドレス	https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/
(4) 問合せ先	
総合評価に関するもの	上記12(3)に同じ。
設計図書等に関するもの	上記12(5)に同じ。
14 その他の入札条件及び留意事項	
<p>※1 入札金額(税込)が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満である場合は適用しません。</p>	
(1)	福山市電子入札実施要領、福山市上下水道局建設工事総合評価方式試行要綱、福山市上下水道局建設工事低入札調査基準価格事務取扱要領及び福山市上下水道局建設工事共同企業体取扱要綱を確認の上、福山市上下水道局が定める入札条件・入札心得に従うこと。
(2)	落札者となったときは、あらかじめ届け出た現場代理人及び技術者を配置すること。
(3)	上記10(1)イ⑧及び10(2)イ⑧施工実績欄並びに10(1)イ⑩及び10(2)イ⑩技術者欄における元請については、共同企業体の構成員としての施工にあつては、出資比率20%以上とする。
(4)	本工事の調査基準価格の算出に当たっては、最低制限価格の算出に係る土木関連工事の算定式を適用するものとする。
(5)	上記10(1)イ⑫及び10(2)イ⑫の「ふくやまワーク・ライフ・バランス認定」とは、本市の経済環境局経済部産業振興課が所管する、仕事と家庭の両立の支援など男女共同参画の推進に取り組む事業者等の認定制度である。

評価項目及び評価基準（特別簡易型）【土木一式工事】

評価項目	評価内容	評価基準	配点
1 企業の施工能力	(1) 過去15か年度の同種・同規模以上の工事の施工実績（1件）	過去1～5か年度に同種・同規模の2倍以上の工事の施工実績あり	6.0
		過去6～10か年度に同種・同規模の2倍以上の工事の施工実績あり	5.0
		過去11～15か年度に同種・同規模の2倍以上の工事の施工実績あり	4.0
		過去1～5か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	4.0
		過去6～10か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	3.0
		過去11～15か年度に同種・同規模以上の工事の施工実績あり	2.0
		同種・同規模以上の工事の施工実績なし	0.0
	(2) 過去10か年度の同一工種の工事成績評定点3件の平均点	85点以上	10.0
		65点以上85点未満 (10.0×(平均点(小数第2位四捨五入)-65)÷20) (小数第2位四捨五入)	10.0 ～0.0
		65点未満	0.0
	(3) 過去3か年度における当該工種での福山市（上下水道局含む。）建設工事優良成績者表彰実績	表彰実績あり	1.0
		表彰実績なし	0.0
	小 計		
2 配置予定技術者の能力	(1) 保有する資格 (※)	一級国家資格者又は技術士	2.0
		二級国家資格者又は一級技士補	1.0
		その他	0.0
	(2) 過去15か年度の同種・同規模以上の工事の主任（監理）技術者としての従事経験（1件） (※)	過去1～5か年度に同種・同規模の2倍以上の工事の従事経験あり	4.0
		過去6～10か年度に同種・同規模の2倍以上の工事の従事経験あり	3.3
		過去11～15か年度に同種・同規模の2倍以上の工事の従事経験あり	2.7
		過去1～5か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	2.7
		過去6～10か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	2.0
		過去11～15か年度に同種・同規模以上の工事の従事経験あり	1.3
	同種・同規模以上の工事の従事経験なし	0.0	
	(3) 過去10か年度の同一工種の工事成績評定点3件の平均点 (※)	85点以上	6.0
		65点以上85点未満 (6.0×(平均点(小数第2位四捨五入)-65)÷20) (小数第2位四捨五入)	6.0 ～0.0
		65点未満	0.0
(4) 継続教育（CPD）の取組状況 (※)	建設系CPD協議会の加盟団体の行う継続教育の取得単位が基準以上である	1.0	
	取得しているが基準未満である	0.5	
	取得していない	0.0	
(5) 過去3か年度における当該工種での福山市（上下水道局含む。）建設工事優良成績者表彰実績 (※)	表彰実績あり	1.0	
	※上記の実績が過去3か年度において2回以上ある場合は1点を加算する 表彰実績なし	1.0 0.0	
(6) 若手技術者の配置	40歳以下の技術者を配置している	2.0	
	40歳以下の技術者を配置していない	0.0	
小 計			17.0
3 地域精通性	(1) 工事場所と本店の位置関係	工事施工場所と同一の小学校区等	3.0
		工事施工場所と同一の地域（A～F）で隣接する小学校区等	2.5
		工事施工場所と同一の地域（A～F）	2.0
		工事施工場所と他地域の隣接する小学校区等	1.0
		その他	0.0
小 計			3.0
4 企業の社会貢献度	算出式は次のとおりとする。 3.0×企業の社会貢献度（下記合計点）÷7（小数第2位四捨五入）		3.0 ～0.0
	(1) 障がい者の雇用状況	障がい者雇用率が法定基準以上である	1.0
		障がい者雇用率が法定基準未満であるが1人以上雇用している	0.5
		雇用していない	0.0
	(2) 次世代育成支援の取組状況	取り組んでいる	1.0
		取り組んでいない	0.0
	(3) 男女共同参画の取組状況	建設工事に係る女性の技術者を1人以上雇用している	1.0
		雇用していない	0.0
	(4) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定の有無	認定あり	1.0
		認定なし	0.0
(5) 福山市災害応急対策協力事業者登録の有無	登録あり	1.0	
	登録なし	0.0	
(6) 建設業労働災害防止協会への加入の有無	加入している	1.0	
	加入していない	0.0	
(7) 協力雇用主登録の有無	登録あり	1.0	
	登録なし	0.0	
小 計			3.0
合 計			40.0
標準点（基礎点）	100点		
加算点	評価項目ごとに、共同企業体の構成員に対し、技術資料等の内容に応じて加算点を与えるものとする。（価格以外の評価点の合計を50点換算）		
技術評価点	2者による共同企業体の場合	技術評価点は、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとする。 代表構成員（A群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 その他の構成員（B群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 技術評価点（小数第2位四捨五入）＝代表構成員（A群）の技術評価点×代表構成員（A群）の出資比率 ＋その他の構成員（B群）の技術評価点×その他の構成員（B群）の出資比率	
	3者による共同企業体の場合	技術評価点は、共同企業体の構成員それぞれの標準点と加算点を合計した点数を、共同企業体の構成員それぞれの出資比率で乗算した数値を合算したものとする。 代表構成員（A群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 その他の構成員（B群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 その他の構成員（C群）の技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 技術評価点（小数第2位四捨五入）＝代表構成員（A群）の技術評価点×代表構成員（A群）の出資比率 ＋その他の構成員（B群）の技術評価点×その他の構成員（B群）の出資比率 ＋その他の構成員（C群）の技術評価点×その他の構成員（C群）の出資比率	
評価値	技術評価点÷入札価格×100,000,000（小数第4位以下切捨て）		

※ 専任補助者を配置する場合は、専任補助者を評価するものとします。

ただし、入札金額（税込）が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の場合は、専任補助者の配置は出来ません。

(備考)

1 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去15か年度※1(今年度は、含まない。)に元請として完成・引渡し完了した工事である。 ・同種・同規模以上の工事とは、推進工法又はシールド工法による口径1,200mm以上かつ延長415m以上の管渠埋設工事である。 ・同種・同規模の2倍以上の工事とは、上記工事の内、推進工法又はシールド工法による口径1,200mm以上かつ延長830m以上の管渠埋設工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・本市(上下水道局及び市民病院を含む。1(2)、1(3)、2(2)、2(3)及び2(5)において同じ。)及び他の公共発注機関(国、地方公共団体、地方公営企業又は地方共同法人日本下水道事業団。2(2)において同じ。)のものを実績として認める。
1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10か年度※1(今年度は、含まない。)に完成・引渡し完了した最終契約金額が500万円以上の土木一式工事に係る工事成績評定点の成績上位工事3件の平均点である。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省中国地方整備局の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・過去10か年度※1(今年度は、含まない。)において、3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても65点として取り扱うものとする。
1 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度※1(今年度は、含まない。)に、土木一式工事で表彰された実績であり、表彰日を基準とする。 ・対象工事は、本市発注の工事とする。
2 (1) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・「一級国家資格者」とは、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者である。 ・「二級国家資格者」とは、二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士である。 ・「一級技士補」とは、一級土木施工管理技術検定又は一級建設機械施工管理技術検定の第1次検定に合格した者である。 ・「技術士」とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく資格であり、第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))とするものに合格した者である。
2 (2) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・過去15か年度※1(今年度は、含まない。)に元請の主任(監理)技術者として従事し、完成・引渡し完了した工事である。 ・同種・同規模以上の工事とは、推進工法又はシールド工法による口径1,200mm以上かつ延長415m以上の管渠埋設工事である。 ・同種・同規模の2倍以上の工事とは、上記工事の内、推進工法又はシールド工法による口径1,200mm以上かつ延長830m以上の管渠埋設工事である。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・本市及び他の公共発注機関のものを実績として認める。 ・従事経験について、途中交代のものは、認めない。
2 (3) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10か年度※1(今年度は、含まない。)に完成・引渡し完了した元請の主任(監理)技術者として従事した最終契約金額が500万円以上の土木一式工事のうち、成績上位工事3件の平均点である。ただし、途中交代のものは、認めない。 ・対象工事は、本市、福山地区消防組合、広島県及び国土交通省中国地方整備局の工事とする。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に認める。 ・過去10か年度※1(今年度は、含まない。)において、3件に満たない場合は、残りの件数を全て65点とする。また、添付資料で記入内容が確認できない工事についても65点として取り扱うものとする。
2 (4) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系CPD協議会の加盟団体が行う継続教育(CPD)である。
2 (5) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年度※1(今年度は、含まない。)に、土木一式工事の元請の主任(監理)技術者として表彰された実績であり、表彰日を基準とする。 ・対象工事は、本市発注の工事とする。
2 (6) ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以下の技術者とは、開札日の前日において、40歳以下であり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者である。
3 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工場所と同一の小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則に定める「西小学校」の通学区域である。 ・工事施工場所と同一の地域(A～F)とは、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱別記2に定める「F地域」である。 ・工事施工場所と同一の地域(A～F)で隣接する小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則に定める「樹徳小学校」、「東小学校」、「旭小学校」、「南小学校」、「霞小学校」及び「光小学校」の通学区域である。 ・工事施工場所と他地域の隣接する小学校区等とは、福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則に定める「明王台小学校」、「瀬戸小学校」、「津之郷小学校」及び「山手小学校」の通学区域である。
4 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により義務付けられている障がい者雇用率は「2.5%」である。
4 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する場合に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画の認定を受けている。(厚生労働省各都道府県労働局) イ 「仕事と家庭の両立支援企業」として登録し、登録証の交付を受けている。(広島県) ウ 就業規則に育児休業制度を規定している。
4 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者とは、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する技術者である。(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第40条に規定する技士補は除くものとする。)実務経験にあっては、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されている者とする。
4 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくやまワーク・ライフ・バランス認定(経済環境局経済産業振興課所管)とは、仕事と家庭の両立の支援など男女共同参画の推進に取り組む事業者等の認定である。
4 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業労働災害防止協会とは、労働災害防止団体系(昭和39年法律第108号)に基づき厚生労働大臣が許可した団体である。
4 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ・協力雇用主登録とは、犯罪や非行をした人の雇用に協力するための保護観察所への登録である。(法務省保護局)

※1 「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の期間である。なお、今年度とは2026年度(令和8年度)のことであり、2026年(令和8年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日までの1年間である。

※2 配置予定技術者とは、公告本文10(1)イ⑩及び10(2)イ⑩の技術者として本工事に配置される予定の技術者のことであり、総合評価の技術資料等に記載して提出した者から変更することは、原則として認めないものとする。

別表2 総合評価の技術資料等に関する書類

項目	様式		備考
自己採点表	総合評価方式（特別簡易型）【自己採点表】（土木一式工事）		
1 提出書類目録	(1) 技術資料等書類目録	(様式2-1号)	
2 企業の施工能力に関する書類	(1) 同種・同規模工事の施工実績調書	(様式2-2号)	他の発注機関によるものについては、施工実績が確認できる書類を添付すること。
	(2) 同一工種の元請としての実績工事の成績評定点	(様式2-3号)	成績上位工事3件について記載すること。
	(3) 同一工種の元請としての福山市建設工事優良成績者表彰実績調書	(様式2-4号)	表彰された実績について記載すること。
3 配置予定技術者の能力に関する書類	(1) 同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての従事経験調書	(様式2-5号)	他の発注機関によるものについては、従事経験が確認できる書類を添付すること。
	(2) 同一工種の主任（監理）技術者としての経験工事の工事成績評定点	(様式2-6号)	成績上位工事3件について記載すること。
	(3) 継続教育の取組状況調書	(様式2-7号)	学習履歴が確認できる書類を添付すること。
	(4) 同一工種の主任（監理）技術者としての福山市建設工事優良成績者表彰実績調書	(様式2-8号)	表彰された実績について記載すること。
	(5) 配置若手技術者調書	(様式2-9号)	配置する若手技術者について記載すること。
4 企業の社会貢献度に関する書類	(1) 障がい者雇用申告書	(様式2-10号)	障がい者雇用状況報告書等を添付すること。
	(2) 次世代育成支援等の取組状況調書	(様式2-11号)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省各都道府県労働局長の認定通知書、広島県が交付する「仕事と家庭の両立支援企業」の登録証又は労働基準監督署に届出済みの就業規則の写し等を添付すること。 ・資格を証する書類及び雇用関係を証する書類を添付すること。 ・建設業労働災害防止協会へ加入していることを証するものの写しを添付すること。